



第427号

昭和46年3月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代03881

印刷所 サレタイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたなかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよこびに生きましょう。

選挙

府議会議員・知事選挙の投票 4月11日(日)

市議会議員・市長選挙の投票 4月25日(日)

●午前7時から午後6時まで

この一票 あなたが築く よい八尾市



これからの4年間、私たちの府や市の政治を行なう代表を決める統一地方選挙が近づきました。この代表を有権者1人1人が参加して、明るく正しく選びださなければなりません。

候補者の中に、人物がいないからといって棄権したり、義理や人情で投票したり、目先の利益で候補者を選ぶことは、政治をよくすることになりません。

候補者の政策や政見をよく聞き、情実や買収、供応などに動かされない私たちの清い一票が、明日の八尾市の町づくりと私たちの福祉向上につながるのです。

4月11日(日)の府議会議員・知事選挙、4月25日(日)の市議会議員・市長選挙の投票日には1人残らず投票しましょう。

きれいな選挙

■5つの提唱■

- ◇ よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう
- ◇ 選挙法を守らない候補者は、ボイコットしましょう
- ◇ 私たちの代表の活動を、常に見守りましょう
- ◇ 選挙にからむ祝儀、花輪などは、辞退しましょう
- ◇ 議員等に祭りや団体旅行などの寄付をねだらないようにしましょう

■もくじ■

- 1面……選挙
- 2面……選挙
- 3面……選挙
- 4面……市の行事
- 5面……お知らせ
- 6面……市民のページ
市長に手紙を出す運動の回答
- 7面……防火
- 8面……市の話題

選挙

投票する頁等は次のとおりです

府議会議員、知事選挙は、さきに府議会議員、あとで府知事の投票。市議会議員、市長選挙は、さきに市議会議員ついで市長の投票を行います。

同日とも、2つの選挙の投票を行いますからまちがえないように投票してください。

☆投票用紙は色分けしています

投票所では、府議会議員選挙の投票用紙（うす緑）と府知事選挙の投票用紙（白色）を、また、市議会議員選挙（浅黄色）の投票用紙と市長選挙の投票用紙（白色）を別々にお渡しします。

投票用紙をまちがえないように記入して、それぞれの指定された投票箱へ入れてください。

投票所入場整理券は郵送します

投票所入場整理券は、3月下旬ごろから順次「郵便はがき」でお送りする予定ですが、本市の選挙人名簿に登録されている人または資格のある人で何かの理由でもれていない人で4月8日ごろまでに届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

入場整理券は、1枚の「郵便はがき」に3名分記入できるようにになっています。11日（府議、知事）25日（市議、市長）の両方の整理券を1枚のはがきでお送りします。

＜使用方法＞

投票所へ行かれる時は、自分の名前の分を「キリトリ線」で切り、府議・知事選挙投票所入場整理券と市議・市長選挙投票所入場整理券を切りはなさないで該当する投票所へご持参ください。

投票所では受け付けし、名簿と対照後投票用紙交付係で府議・知事選挙投票所入場整理券のみを受けとり、市議・市長選挙投票所入場整理券はお返ししますが、これは4月25日の市議・市長選挙に必要ですので、それまで紛失しないように大切に保管してください。

市議会議員、市長選挙の投票日には、市議・市長選挙投票所入場整理券をご持参ください。

本人以外の投票所入場整理券は絶対に使用しないでください。

万一、事務の手ちがいが入場整理券が届かなかったり紛失された場合でも、投票資格のある人は投票できます。

投票場所 八尾市民ホール

投票時間 午前7時から午後6時まで

名簿 No.	投票区	簿冊 No.	登録 No.	名簿対照制印	交付 No.
46.4.25	八尾市議	11	1	2	5
氏名	八尾太郎				
46.4.25	八尾市議	11	1	2	6
氏名	八尾花子				
46.4.25	八尾市議	11	1	2	7
氏名	八尾一郎				

●投票所入場整理券は1人ずつ切り離してください

本市で投票できる人は次の方です

- 府議、知事選挙の投票をできる人
- ☆昭和45年12月15日以前に入籍をした人で、昭和26年4月12日以前に生まれた人
- ☆転出した人で、当市で投票できる人は、当市から大阪府内転出者で、八尾市の選挙人名簿にまだ登録されている人（この場合の投票には、転出先の市町村長の居住証明書か住民票を投票所において提出してください）
- 市議会議員、市長選挙の投票をすることができ人
- ☆昭和46年1月13日以前に入籍をした人で、昭和26年4月26日以前に生まれた人
- ☆八尾市から転出した人は、投票することができません

不在者投票の方法が変わり、証明書の提出がいなくなりました

不在者投票の手続きが改正されました。選挙人で投票当日、やむを得ない用務で投票に行けない人は不在者投票の制度を利用してあらかじめ投票をすることが出来ます。

不在者投票事由証明書の提出がいなくなり、そのかわりに選挙人は投票当日、不在であることを誓う宣誓書を提出しなければなりません。

不在者投票をしようとする人は、投票所入場整理券を持って、まず選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ行き、そこで投票当日不在となることを申し立て、備えつけの宣誓書の用紙に、その旨を記載して署名のうえ印を押してください。

そうすれば不在者投票ができます。投票用紙は郵便でも請求することが出来ますが（他市町村に滞在している者に限る）その場合、住所氏名を記載し押印を必ずしてください。

☆不在者投票のできる期間
不在者投票は選挙の期日の告示日から投票日の前日（知事選挙については3月17日から4月10日まで、府議会議員選挙については3月30日から4月10日まで、市議会議員、市長選については4月15日から4月24日まで）まで、土曜、日曜を問わず、午前8時30分から午後5時までの間に行なうことができます。その他くわしくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。（電91-3881、内線345）

代理投票もできます

投票はしたいが、手をけがした、目をいためた、字が読めないなどで自分で候補者の名前を書くことができない……。

この人たちのために代理投票というのがあります。代理投票をしたい人は、投票所に行って係員に申し出ますと投票所の事務をとる2人がその人に代わって書いてくれます。

その方法は、1人が有権者（本人）のいう候補者の名前を書き、もう1人が有権者のいった候補者の名前を正しく書いたかどうかを

確かめます。この場合、有権者が誰に投票したかという秘密は固く守られます。

もちろん、有権者の代理で書いた人や立ち会った人にはわかりますが、これを他に知らせると重い罰を受けることになっていますので、安心して投票してください。

八尾市内で住所を変えた人の投票は……

八尾市内で住所を変えた人の投票はことし2月28日までに転居した人は転居先の投票所で、3月1日以後の人は転居前の投票所で行なってください。

近く選挙公報を配布します

投票される府議会議員および知事選挙の候補者を決めていただく資料として、候補者の主張を載せた選挙公報を配付します。

4月9日までに届かないときは地区の自治振興委員宅か選挙管理委員会へ申し出てください。

13日に立候補予定者に説明会を開きます

きたる4月25日執行の八尾市議会議員および市長選挙に立候補される方は、次により立候補に関する説明会を開催しますからご出席ください。

なお、当日立候補に必要な関係諸用紙をお渡しいたしますから必ず印鑑を持参してください。

☆とき 3月13日（土）午後2時
☆ところ 市役所市民ホール2階

選挙人名簿の縦覧を行ないます

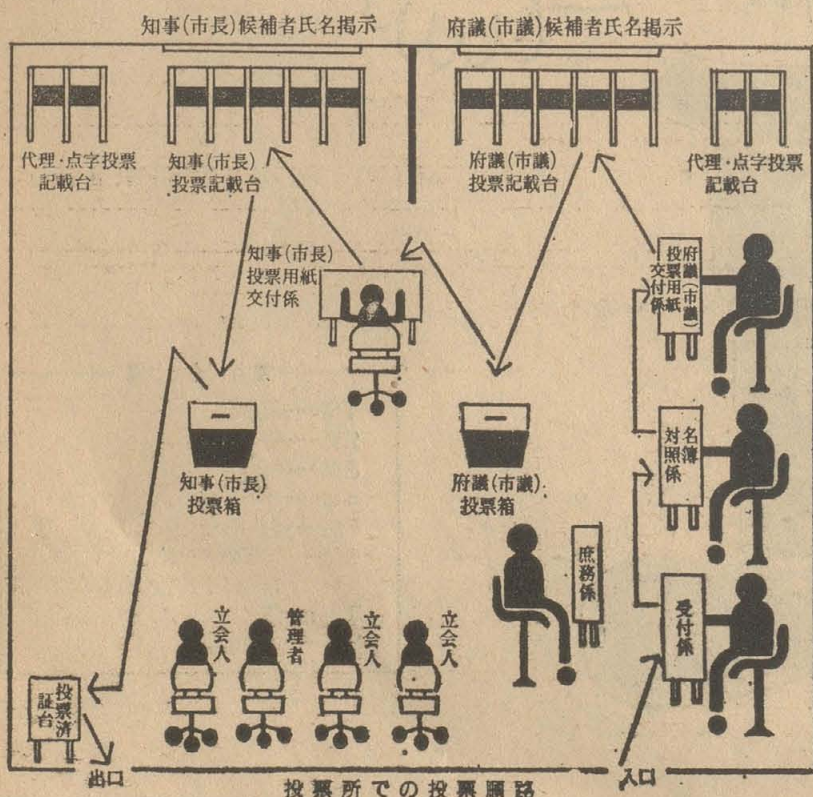
ことし4月の地方選挙に供される選挙人名簿の縦覧を次のとおり行ないます。

☆縦覧する期間

- ・府議・知事選挙時の登録＝3月17日から同21日まで
- ・市議・市長選挙時の登録＝4月15日から同19日まで

☆縦覧するところ

八尾市本町1丁目1番1号
八尾市役所選挙管理委員会事務局



選挙

●八尾市内に37カ所の投票所があります

あなたの投票所は、投票所入場整理券（3月下旬に発送予定）の上部に印刷してありますのであらかじめ家族で確かめておいてください。

会場の都合で、一部の投票所を右の表のとおり変更または増設しますから該当の地域の方は、まちがわないようにしてください。

これ以外の投票所は、いままでのとおりですから下表をこらしてください。

投票区	新投票所	旧投票所	投票区
2	太田公民館	正敬寺	太田、若林町、丹北太田
10	慈願寺	市立婦人会館	本町2～3丁目、栄町1～2丁目、光南町1～2丁目
20	福万寺集会所	北山本幼稚園	福万寺町1～8丁目、福万寺町北1～6丁目、山本町北6～8丁目、桂町5～6丁目、高砂町2丁目、3丁目の一部、4～5丁目、小畑町4丁目
27	南高安中学校	南高安公民館	恩智（西町、池田、森小路第1、第2、乾小路、辻林、共和）
32	聞法寺	弓削神社社務所	弓削（乾町、長町第1、第2、興町第1、第2、末町、中町、東之町、宮ノ町）
33	志紀小学校	志紀中学校	田井中（北町、東町、南町、住宅東第1～第3）老原立花町第1、第2、高砂町第1～第3、清水町第1、第2、高田町第1、第2
37	久宝園集会所		久宝園1～3丁目、末広町5丁目、美園町4丁目

投票区	投票所名	所在地	投票区
1	沼青年会場	八尾市大字沼321	沼
2	太田公民館	〃 〃 太田1544	太田、若林町、丹北太田
3	光蓮寺	〃 〃 南木本540	南木本、木本、北木本
4	植松公民館（東青年会場）	〃 植松町2丁目13	植松町2、6丁目、永畑町1～2丁目、相生町1丁目、日吉町
5	南華小学校	〃 東太子1丁目6～12	植松町4～8丁目、永畑町3丁目、春日町1～4丁目、東太子1～2丁目、太子堂1～5丁目、南太子堂1～6丁目、太子堂、植松の一部
6	安中小学校	〃 陽光園2丁目7～33	植松町1、3丁目、安中町1～9丁目、狭川町3～5丁目、陽光園1～2丁目、太子安中、南本町7～8丁目、明美町1～2丁目、五反地、別宮の一部
7	興国アルミニウム工業株式会社	〃 龜井町1丁目4～18	跡部北之町1～3丁目、跡部本町1～4丁目、跡部南之町1～2丁目、北龜井町1～3丁目、龜井町1～4丁目、南龜井町1～4丁目
8	竹淵小学校	〃 大字竹淵115	竹淵
9	大信寺八尾別院集会所	〃 本町4丁目2～48	本町4～7丁目
10	慈願寺	〃 本町3丁目5～5	本町2～3丁目、栄町1～2丁目、光南町1～2丁目
11	八尾市民ホール	〃 本町1丁目1～1	本町1丁目、東本町1～5丁目、南本町1～6丁目、清水町1～2丁目、松山町1～2丁目、桜ヶ丘1～2丁目、光町2丁目
12	用和小学校	〃 山城町3丁目1～46	北本町1～4丁目、山城町1～5丁目、宮町1～6丁目、楠根町1～5丁目、光町1丁目
13	恵光寺	〃 蘆振町4丁目1	蘆振町2～7丁目、長池町1～3丁目、小畑町1～3丁目
14	八尾中学校	〃 緑ヶ丘1丁目17	蘆振町1丁目、緑ヶ丘1～5丁目、旭ヶ丘1～5丁目
15	白鳩幼稚園	〃 末広町2丁目8～23	佐堂町1～3丁目、美園町1～3丁目、末広町1～4丁目
16	中野青年会場	〃 西山本町2丁目9～33	西山本町1～7丁目、小阪合町1～4丁目
17	八尾市立労働会館	〃 山本町1丁目8～11	山本町1～5丁目、山本町南1～7丁目、東山本新町1～4丁目、東山本新町7丁目の一部、南小阪合町1～5丁目、今井、別宮、郡川と服部川の一部
18	山本小学校	〃 山本町北2丁目6～39	山本町北1～5丁目、上之島町北1～6丁目、上之島町南1～7丁目、上尾町1～9丁目、福栄町1～4丁目、福万寺町南1～6丁目、長池町4～5丁目、堤町1～3丁目
19	万願寺公会堂	〃 東山本町2丁目36	東山本町1～9丁目、服部川の一部、千塚の一部、山畑の一部、大窪の一部（外環状線西側）
20	福万寺集会所	〃 福万寺町3丁目74	福万寺町1～8丁目、福万寺町北1～6丁目、山本町北6～8丁目、桂町5～6丁目、高砂町2丁目、3丁目の一部、4～5丁目、小畑町4丁目
21	日本住宅公団八尾団地集会所	〃 若草町1	若草町、青山町1～5丁目、高美町1～3丁目、荘内町1～2丁目
22	久宝寺中学校	〃 久宝寺2丁目4～33	東久宝寺1～3丁目、北久宝寺1～3丁目、狭川町1～2丁目、高町、久宝寺1～3丁目
23	眞証寺（久宝寺御坊）	〃 久宝寺4丁目4～3	久宝寺4～6丁目、西久宝寺、久宝寺、神武町、八反地町
24	八尾市立桂隣保館	〃 桂町2丁目33	幸町1～6丁目、泉町1～3丁目、高砂町1丁目、3丁目の一部、桂町1～4丁目、新家町1～8丁目、山賀町1～6丁目
25	膳川幼稚園	〃 大字八尾木787	八尾木、中田、東弓削
26	清友高等学校	〃 〃 柏村169の3	刑部、垣内の一部、二俣の一部、恩智の一部、中田の一部、柏村、郡塚、山本高安町1～2丁目、神宮寺の一部
27	南高安中学校	〃 〃 恩智677	恩智（西町、池田、森小路第1、第2、乾小路、辻林、共和）
28	母木保育園	〃 〃 恩智177の1	神宮寺、恩智（南谷、昭和、相互第1、第2）二俣の一部（近鉄線東側）
29	南高安幼稚園三和分園	〃 〃 教興寺263	垣内、教興寺、黒谷（外環状線東側）
30	中高安小学校	〃 〃 服部川191	郡川、服部川、山畑、大窪、信貴山住宅、千塚の一部
31	北高安幼稚園	〃 〃 大竹768	千塚、水越、大竹、楽音寺、神立
32	聞法寺	〃 〃 弓削463	弓削（乾町、長町第1、第2、興町第1、第2、末町、中町、東之町、宮ノ町）
33	志紀小学校	〃 〃 田井中33	田井中（北町、東町、南町、住宅東第1～第3）老原立花町第1、第2、高砂町第1～第3、清水町第1、第2、高田町第1、第2
34	志紀幼稚園老原分園	〃 〃 老原560の4	老原東第1、第2、老原西町、老原南町、老原宿舎、相生町2～3丁目、植松の一部
35	天王寺屋青年会場	〃 〃 天王寺屋	天王寺屋北町、南町、東1、東2
36	平和幼稚園	〃 〃 黒谷107	東山本新町5丁目、6丁目、7丁目の一部、黒谷、教興寺、垣内の一部、郡川の一部、近鉄大阪線東側から外環状線まで、南北は垣内、恩智界から郡川水路まで
37	久宝園集会所	〃 〃 久宝園1丁目無	久宝園1丁目～3丁目、末広町5丁目、美園町4丁目

市の行事

3/11 (木)	★家児 ★青少	★種とうの接種 13.30~15.00 久宝寺幼、安中幼 ★B.C.G接種 9.15~11.00 八尾保健所
12 (金)	★奈良お水取り ★家児 ★身障 ★3歳児の健康診査(42年9月生まれの男児) 13.30~15.00 八尾保健所	★種とうの接種 13.30~15.00 南山本幼、南高安幼
13 (土)		
14 (日)	★市・府民税申告の受付 9.30~17.00 市役所税務課 大正、竹淵、西郡、南高安、高安の各出張所	★スポーツ少年団スポーツテスト、壮年体力テスト 9.00~ 南山本小
15 (月)	★近畿交通安全デー ★家児 ★心配 ★市議会本会議 10.00~ 議場 ★所得税確定申告	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 曙川国家公務員合同宿舎集会所 ★種とうの判定 13.30~15.00 久宝寺幼、安中幼
16 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★出張献血 10.00~15.00 市立病院 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 竹淵小、久宝寺出張所 ★種とうの判定 13.30~15.00 南山本幼、南高安幼 ★郷土史講座 18.00~20.00 労働会館(山本)
17 (水)	★家児 ★人権	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 清友幼
18 (木)	★彼岸の入り ★家児 ★法律 ★青少 ★行政	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 志紀小
19 (金)	★家児 ★身障 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ★3歳児の健康診査(42年9月生まれの女児) 13.30~15.00 八尾保健所	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 竜華小
20 (土)	★固定資産課税台帳の縦覧最終日 市民ホール	
21 (日)	★春分の日 ★結婚 ★心配	
22 (月)	★放送記念日 ★家児 ★心配	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 安中小
23 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★不用犬の引き取り 9.00~16.00 八尾保健所	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 桂隣保館、山本小 ★ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所
24 (水)	★彼岸明け ★家児 ★結婚	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 大正幼、南高安小
25 (木)	★電気記念日 ★家児 ★青少 ★婦人スポーツ教室(卓球)13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(ク) 17.30~21.00	★3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 中高安幼、用和小 ★B.C.G接種 9.15~11.00 八尾保健所 ★成人学級の講座生募集 10.00~18.30 教育センター公民館

★みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事がありましたら市広報係まで(TEL91-3881)



《土地区画整理事業の認可》

近鉄八尾駅前地区の土地区画整理事業について大阪府知事の認可がされました。

この八尾都市計画事業近鉄八尾駅前土地区画整理事業(施行者八尾市)は次のとおり工事を行いますのでご協力ください。

☆施工地区 光町1・2丁目、旭ヶ丘4丁目、桜ヶ丘1・3丁目の全部、北本町1・2丁目、旭ヶ丘1・3・5丁目、桜ヶ丘2丁目の各一部

☆事業施行期間 昭和46年2月22日から昭和51年3月31日まで

☆事業所の所在地 市役所開発部区画整理課(本町1丁目 電91-3881 内線278)

なお、施工地区内の土地の借地権などの登記のない権利は、権利の種類・内容を施工者に申告することができます。

また土地の地積の更正等については、4月22日までに申請してください。



《身元不明者の相談所開設》

3月18日(木)から24日(水)まで(午前9時~午後4時)の1週間、四天王寺境内、1亀の池の前で警察で取り扱った無縁仏の身元を捜す相談所を開きます。家出をしたり、長く行方わからない家族、友人などを捜しておられる方はこの相談所をご利用ください。



《運動能力・体力テスト》

壮年層の方の基本的な運動能力と中・小学生の運動能力を測定する壮年体力テスト、少年団スポーツテストを行います。

☆と き 3月14日(日)午前9時

☆ところ 南山本小学校

☆対象 壮年体力テストは30歳~60歳ぐらいの健康な男女、少年団スポーツテストはスポーツ少年団員(小学5年生以上中学3年生まで)参加希望者は直接会場へ。くわしいことは保健体育課(電23-5102)へ。

・おわび

当市政だより2月20日号1面「申告をしななければならない人」の欄で、「45年1月1日現在八尾市内に住所を有しないが、事務所・事業所または家屋敷を有する人」とありましたが、46年1月1日の誤りです。

訂正ならびにおわびいたします。

身障 = 身体障害者相談 心配 = 心配者と相談 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で 青少 = 青少年受援相談 9時~17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談 行政 = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で 人権 = 人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室

●市・府民税申告の提出期限は3月15日です

市・府民税申告が3月15日にせまっています。次にあてはまる人は、必ず期限までに申告してください。

▷46年1月1日現在八尾市内に住所のある人で

(1)前年中(45年1月1日から45年12月31日まで)に所得のあった人のうち

◎営業、農業、その他の事業、配当、不動産雑および譲渡所得等のあった人で、税務署に確定申告書を提出されない人

(2)給与所得者で、給与支払報告書を勤務先から提

出された人のうち

◎給与所得のほかに「地代、家賃、配当」など給与以外の所得がありその分を税務署に確定申告されない人
(所得税においては、通常給与所得以外の所得が5万円に満たないときは、確定申告する必要はありませんが、市民税・府民税について申告しなければなりません)

◎雑損控除または医療費控除を受けようとする人

(3)所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受け

られる場合でも市民税・府民税においては総合課税の対象となりますので申告してください。

▷46年1月1日現在、八尾市内に住所を有しないが、1事務所・事業所または家屋敷を有する人

・お願い=申告しなければならない人で申告書が届いていないときは、もよりの出張所または税務課までおこしください。

また、市役所前駐車場は大変混雑しますので、バス・電車などの交通機関を使用しておこしください。

やお市政だより

第427号

5

昭和46年3月5日

お知らせ

●接種のこと

電91-3881 内線 246

■小・中学校入学児の種痘予防接種を行なっています

ことし4月、小・中学校に入学される児童に種痘接種を行なっていますので、必ず受けましょう。

なお、カゼをひいたり、熱のある人、病気で衰弱している人は受けないでください。

＜日程＞

接種	判定	実施校	接種会場
3月11日	15日	久宝寺小・幼 安中小・幼	久宝寺幼 安中幼
12日	16日	南山本小・幼 南高安小・幼	南山本幼 南高安幼

なお、3月8日に八尾幼・桂幼で行なった接種と4日に曙川幼で行なった接種は8日が判定日です。

5日に志紀幼で行なった接種は9日が判定日です。

時間はいずれも午後1時30分から3時まで



●年金のこと

電91-3881 内線 235

■高齢年金（国民年金）の支給が5月から始まります

昭和36年4月にかけ金の始まった国民年金がことし3月で10年目になり、5月から高齢年金の支給が開始されます。

支給対象になるのは、明治39年4月1日から明治44年4月1日までに生まれた人で、36年4月からきちんと保険料を納めている人です（60歳から65歳まで）

この場合、65歳以上の人は所定の年金額が支給され、本人の希望によって、60歳以上の人でもある程度減額して支給を受けることができます。

請求手続は、4月1日以降に年金手帳と印鑑を年金係窓口へ提出してください。

＜国民年金の加入もれはありませんか＞

満20歳以上59歳までの方で、本人・配偶者が公的年金に加入していなければ、大学生などの場合を除き、国民年金に加入することが法律で義務づけられていますので、必ず加入しましょう。

加入届は印鑑持参のうえ、市役所市民課年金係か、もよりの出張所で済ませてください



●無線士のこと

庶務係 内線208 宇野氏 49-5189

■非常災害時の情報連絡にアマチュア無線士を募集しています

市では、非常災害時に情報収集・連絡などに協力していただくため、アマチュア無線士の「非常通信対策協議会」への加入を呼びかけています。

現在、市内には約100名のアマチュア無線家がおられますが、このうち60名が台風などの非常災害時に基地局（市役所市長応接室）と連絡をとり、災害の復旧に協力しようと、「非常通信対策協議会」を結成することになっています。

会員になると、災害時に河川、ため池の堤防決壊や浸水などを発見した場合に基地局に

連絡していただいたり、電話が不通になったとき市内各所と連絡していただけます。

現在60名のアマチュア無線士が会員になっておられますが、まだ加入しておられない方で、ご協力していただける方は、JA3RD Cの宇野俊雄氏（山本病院副院長 電49-5189）または市庶務課へご連絡ください。



●講座のこと

電91-5875

■成人学級の講座生を募集します

公民館では、来年度（4月から1年間）の成人学級の講座生を募集します。

☆申込資格 15歳以上の市内在住者または、在勤者（学歴・性別は問いません）

☆申込受付 3月25日（木）26日（金）の午前10時から午後6時30分まで、公民館で受け付けます。

期間中でも、定員に達したときは締切ります。申込用紙は、当日公民館で準備しています。

☆費用 受講料はいりませんが、材料費、テキスト代等の実費を負担していただく科目があります。

また、1科目につき運営費 100円（茶話会費等）をご用意ください

成人学級＝ママさん英会話（月曜 午前10時）染色工芸（月曜午後1時）華道（月曜午後6時）詩吟（火曜午後6時）器楽（火曜午後6時）手芸（木曜午後1時）書道かなの部（第1、第3水曜 午後6時）書道漢字の部

（第2、第4水曜午後6時）ペン習字（水曜午後6時）ママさんコーラス（木曜午前10時）絵画（木曜午後6時）写真（第1、第3木曜午後6時）フラワーデザイン（金曜午後1時）英会話（金曜午後6時）俳画（第1、第3土曜午後1時）定員はいずれも40名。ただし写真は30名

専門講座＝文学、生活の科学、心の科学（いずれも毎月1回）定員は50名

通信教室＝短歌、俳句（いずれも年20回）定員は50名

市民大学＝成人コース、婦人コース（年間20回）定員は50名



●課税台帳のこと

電91-3881 内線225

■固定資産課税台帳の縦覧は3月20日までにおこしください

固定資産課税台帳を3月1日から20日まで縦覧していただきますので、固定資産（土地、家屋、償却資産）をお持ちの方、その家族、納税管理人など関係者は縦覧におこしください。

この縦覧は固定資産課税台帳に登録された価格などをお知らせするもので、昭和46年度の土地、家屋の評価額は、地目の変換、家屋の改築または損壊など特別の事情のない限り、昭和45年度と変わりません。

☆縦覧期間 昭和46年3月1日から20日まで

で毎日（日曜は除く、土曜日は午前9時～11時、平日は午前9～午後5時）

☆縦覧場所 土地、家屋課税台帳の縦覧は市役所市民ホール1階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課庶務係で行ないます。



●標語のこと

電92-2281

■防火意識を高める「防火標語」を募集しています

消防署、火災予防協会では「防火標語」を募集しています。

防火の大切さをうたえ、防火意識を高める、平易で覚えやすい標語をお寄せください。

☆応募の資格 市内に居住または勤務（通学）している方

☆応募の方法 官製はがき1枚に1句を書いて、住所、氏名、年令、勤務先（学校）を明記してください

☆送り先 栄町2丁目3番10号（〒581）

消防本部予防課

☆期間 昭和46年2月28日（日）から3月

31日（水）まで

☆発表 6月20日 当市政だより、消防本部・署、志紀・山本消防出張所掲示板

入賞者には各人に通知します

☆賞 1位＝1名 賞金10,000円 2位＝3名 賞金5,000円 佳作＝若干名。なお、入賞標語の著作権は、主催者側に帰属します。



●身体障害者のこと

電91-1971

■心身障害者扶養共済制度の申込み特例は3月末までです

障害者を扶養されている方が、掛金を積立ててゆくと万一のとき、残された障害者が一生毎月2万円の年金が支給される「心身障害者扶養共済制度」が実施されています。

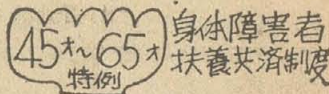
この制度は、原則として45歳以上の方は加入できないことになっていますが、1年間に限り45歳以上65歳未満の方々でも一定の条件で加入できます。

この期限が3月31日（水）で終わりますので

希望される方は忘れず手続きをしてください

☆申込資格 3級以上の身体障害者（精神薄弱者）など重い障害者を扶養している方

☆申し込み 福祉事務所（光南町）



●恩給のこと

電91-0090

■戦没者等の妻に特別給付金が支給されます

戦没者・戦争病者等の妻に支給される特別給付金の支給範囲が次のとおり拡大されます

＜戦没者の妻に対する特別給付金＞

①特別法の一部が改正され、在職期間経過後死亡するまでの期間制限が2年（6年）以内→4年（12年）以内に緩和されたことによる特別扶助料または特別遺族年金の受給権利者

②遺族援護法が1部改正され、防空監視隊員および被徴用者等の勤務関連者に遺族給与金が支給されることになりましたが、この受給権利者

③特別法が改正され、在職期間経過後死亡に至るまでの期間制限がなくなったことによる特別扶助料または特別遺族年金の受給権利者

＜戦争病者等の妻に対する特別給付金＞

①昭和38年4月1日現在、不具廃疾の程度が恩給法別表の第4款症であった人で、38年4月1日現在、年金給付を受けていた人または、38年4月1日までに一時金の給付を受けていた人

②今回の遺族援護法の改正で、障害年金・

障害一時金を受けることができるようになった人のうち、昭和38年4月1日現在、不具廃疾の程度が恩給法別表の第1款症から第4款症までであった人で次にあてはまる人

☆本来の公務傷病による不具廃疾の程度が恩給法別表の第4款症の軍属または準軍属であった人

ただし、準軍属のうち、防空監視隊員および、満州開拓青年義勇隊員であった人は除きます

☆戦地、事変地での「みなし公務」の傷病による不具廃疾の程度が恩給法別表の第1款症から第3款症までの軍人または軍属であった人

◎特別給付金の額＝第1款症の人 10万円 第2款症から第4款症までの人 5万円（いずれも10年以内償還記念国債）

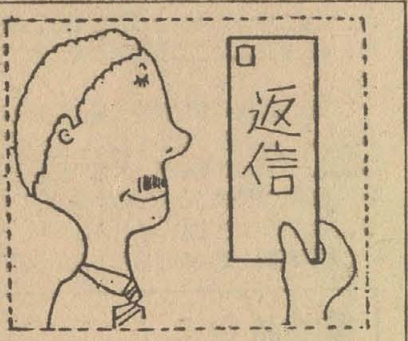


市民のページ

● 道路関係の要望は舗装と路面改修に集中しました

《市長に手紙を出す運動90%回答》

昨年10月行ないました「市長に手紙を出す運動」の事後処理は順次手紙をいたした方に返事をさしあげています。こん月まで要望事項 435件のうち、約90%について返事をおわり、残りの分についてもできるだけ早く処理をしましいます。今回はそのうち最も多かった道路、下水、公害関係の要望について、その内容と返事のあらましをまとめてみました。



《道路関係》

☆道路舗装に関するもの……26件

・別宮団地前の道路舗装を・山畑山間部の傾斜地の舗装を・家の前の道路舗装を・近鉄高架下北側の道路舗装を・河内しょう油前の道路舗装を・恩智駅から曙川小学校への道の舗装を・市立病院西側の歩道橋から北への市道の舗装を・高安中学校南側の道の舗装を・私道の舗装を等

・お答え一道路関係の要望は、やはり道路舗装と路面の改修に集中していますが、現在市道の舗装率は50%あまりで、全部の要望個



所を1度に舗装することは、財政的に不可能なので、道路課では利用度の高い道路から順次舗装を行なっています。

別宮宿舎前の道路と山畑地区の舗装は、あわせて50件ものご要望が寄せられましたが、別宮宿舎前については、安中市官共同住宅地造成のためどろんどろん道になっているもので、46年3月末を目標に道路改修工事を計画しています。

山畑山間部傾斜地については、ほぼ舗装が完成しています。

また、要望のなかには、府道や私道の舗装を望む声もありましたが、府道はさっそく管理者の府と土木事務所へ連絡しています。

私道については、地主の所有権の問題があり、個々の個所について実情も異なりますので、それぞれについて道路課で検討します。

☆道路改修に関するもの……11件

・山本球場一南山本小学校前の道路整備を・国鉄八尾駅 電話局間の道路の改修を・神宮寺の八尾開発協会分譲地の道路整備を・宮町1丁目付近の道路の補修を

・お答え 山本球場一南山本小学校までの道路は、電電公社のケーブル布設、水道管の埋設工事で大変ご迷惑をおかけしましたが、昨年12月末に復旧工事が完了しています。

国鉄八尾駅一電話局間は、府道八尾停車場と府道服部川久宝寺線、府土木事務所が管理していますが、電話地下ケーブル伏設工事を終り、現在復旧工事に着手しています。

神宮寺の八尾開発協会分譲地付近の道路は家屋の建設がほぼ完成したあとでないと、ガス・水道などの埋設がありますので、しばらくお待ちください。こん月協会とよく協議して一日も早く復旧します。

宮町1丁目の路面がえぐりとられている部分は、修復が完了しました。

☆道路幅員に関するもの……4件

・保健所一五月橋間の道路拡張を・高安駅踏切の道路拡張を・国鉄八尾駅南口から老原までの道がせまい・電電公社から山本への道幅拡張を早く

・お答え一電々公社から保健所をへて山本五月橋までの道路は、府道平野・中高安線で府の都市計画では、歩道と車道を分離した幅員16-18%の計画が出ていますが、いつまでにできるというはっきりした期限はできていません。

高安駅踏切の道路も府が管理していますが都市計画決定では幅員18%に拡張する予定です。いま、府、市、近鉄と話し合っていますが、早急に拡張することは困難ですので歩行者は面倒ですが、近鉄構内の歩道橋を利用してください。

☆埋設工事復旧に関するもの……2件

・緑ヶ丘付近の舗装工事をしたあと、ガス水道工事で掘り返したが・下水工事、水道工事、ガス工事等で別々に道路を掘りかえさないように

・お答え一舗装予定箇所は年度初め、毎月第1月曜日、また必要の都度、地下埋設利用者(水道、ガス、電信電話)を集めて協議調整し、むだのないよう打ち合わせていますが財政的なうらづけでやむをえず掘り返すことがあります。原則的には認めていません。

しかし、家屋等の新築で水道ガス引き込みのためやむをえず掘りおこさなければならぬ時があり、このような工事をされる時は早めにご相談ください。

☆その他……25件

・安中小東側通学歩道を清掃してほしい・国鉄八尾駅から自宅までの間に街路灯が少くない・道路ぞいの池に糞をしてほしい。

その他、道路問題について次のような提案をいただきました 5件

・歩道は歩行者優先に考えてほしい・道路工事着工事前に周囲住民に知らせしてほしい・北山本玉串川沿いに歩行者専用道路を・道路立体交差をふやしては・夜間工事は時間を住民にPRしては

《下水関係》

☆用、排水路の清掃をしてほしい……9件

・竜華市場前のどぶ川の清掃を・別宮宿舎西側の水路の清掃を・水路にふたをしたので清掃してくれない・雨が降ると、溝がつまっているため、雨水で家のまわりが川のようになる・水路の水が流れないので悪臭を放ち、ぼうふうがわいている

お答え一水路の清掃は、そのほとんどが市の下水道課が行なっていますが、最近の急激な市街化で年々増え、その消化に対応できないのが実情です。また水路沿線の不法投棄にも頭を痛めています。しかし出来る限り清掃をしますのでご協力願います。

水路によっては水利組合が関係しているものもあり、協議し清掃したいと思います。

竜華市場横のどぶ川(用水路)は幹線水路ですが、1.5%の勾配から根本的な改修を計画し、一部着手しています。

☆下水路の改修をしてほしい……5件

・下水路を市で直してもらえないでしょうか・中野墓地前の水路を改修してほしい・建売りの家が多いのですが、建築の際に水がスムーズに流れるようにはできないのですか・1%ぐらいの水路ですが、雨の量が多い時はあふれます。



・お答え一福万寺町南3丁目の水路は本年度も改修工事中であり、完成しましたら上流部を浚せつ、改修します。また水路によっては市内で類似する水路が多く現状のまま使用していただかなければなりません。

下水路を市で直してもらえないかということにつきましては、1軒あたり仮りに10万円の工事費がいるとしても、市全域における類似の箇所を改善すると、どれほどの財源がいるかとお考えいただければ、市費施工が困難だとわかってもらえると思います。現在のところ私費施工はやむをえないと考えます

☆その他……24件

()内はお答え
水洗便所になるのはいつ頃か(八尾排水区の水洗化は昭和48年頃になる予定です)・長瀬川に危険防止柵を作してほしい……2件

・お答え一東大阪、柏原、八尾の3市でつづっている長瀬川沿岸下水道組合では、長瀬川の浚せつなどを行っていますが、ゴミや泥をあげる作業を行ないますので、これに支障のないような柵でなければなりません。築留土地改良区とも協議し、要望にそうよう努力いたします。

・山畑川の改修工事はいつ頃か……2件

・お答え一山畑川の改修を単年度で施行できればよいのですが、なにぶん諸条件から、1単年度で、現在施工中の延長程度しかできないのが実情です。46年度は、外環状線まで予定しています。

定しています。

《公害関係》

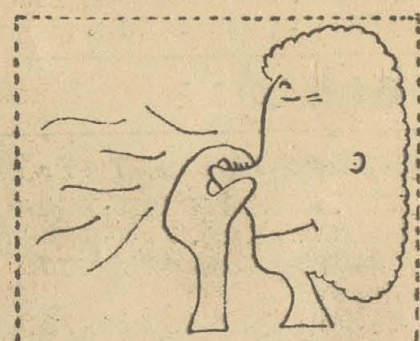
()内お答え

☆悪臭をとり除いてほしい……4件

・東住吉区 の工場 廃液により 悪臭で困る(大阪市と合同で調査し、廃液を流出させなくしました)・養鶏場と歯ブラシ工場の悪臭に困る(養鶏場は八尾保健所で指導中、歯ブラシ工場は悪臭を出す工程を廃止 解決しました)・M油脂のガス悪臭に困る(ガス洗浄装置と活性炭吸着方法の2段階で処理していますが、設置後もじゅうぶんな操作と管理を行なうよう指導)・Y工業の悪臭に困る(工場において発生するアクリル酸エステルによる悪臭です。調査をしていますが、ガス処理対策をたてるよう指導をしました)

☆その他……10件

・H精密の騒音に困る(44年頃一度指導をして公害規制基準以下になりました。今度再調査しましたが、基準以下です。じゅうぶん注意して作業をするよう指導)・航空機によるテレビの電波障害で悩む2件(多くの市民が悩む実情を空港保安事務所へ伝え、防止対策の考慮を訴えました)・D鋼球製造の廃液の投棄は危険かどうか(鋼球研磨の過程で出る



廃液を洗殿させた残さいで会社の所有地へ投棄していますが、もし井戸水を使われる方があれば井戸水を保健所で検査します)・Y鋳造所のばい煙、粉じんが悩む(現在、施設の改善について府と協力して指導中)・工場廃棄物の焼却に悩む(廃棄物の野焼きをしないよう注意します)・大気汚染度を市政だよりで知らせよ(折りをみてどの程度か市政だよりに掲載します)・養魚場の噴水の音がやかましい(公害というよりは隣り同志のこと、当事者間で話し合ってください)・竜華操車場の騒音、振動、ばい煙で悩まされている(貨物駅の性格上、多少はごしんぼうください。市でもこれらの防止を要望していますが、場内の蒸気車は昨年より全部ディーゼルにかえました。吹田操車場へ向かう分についても50年までにディーゼル化する予定です)・富士ガラス工場付近の公害(田んぼ)の調査結果は(このほど処理装置を一基増設し公害防止につとめています)

防火

■昨年発生した火災件数の2割がタバコの不始末によるものです

全国の火災原因のトップがタバコの不始末によるものですが、市でも、44年度中に発生した火災件数162件のうち21件、昨年は200件のうち36件と2割がタバコの不始末によるもので、年々増加しています。

■大半が投げ捨てタバコです

タバコの不始末で火事にいったもののうち、大半が投げ捨てタバコですが、むさうさにタバコの吸いがらを燃えやすいものの近くに捨てられたため火災となっています。

また、この他に本人が気づかないで火災となったものに次のようなものがあります。

☆起きる前に、寝間でタバコを吸っていてその火がふとんに触れ、焦げていることに気づかず押し入れにしまい込んだもの

☆タバコをくわえたままふとんをたたんでいる時、その火がふとんに落ちたことに気づかないで押し入れにしまい込んだもの

☆灰皿に捨てた吸いがらに火が残っているのに気づかないで紙くすかごに捨てたもの

☆灰皿の上、机、たななどのかどに火のついたタバコをそのまま置き忘れて寝てしまったり、その場所を離れたもの

このように、タバコの不始末による火災は喫煙者の不注意によるものです。

■タバコの吸いがらは灰皿に入れます

タバコを吸う場合は次のことに心がけてください。

☆完全に消してから灰皿に捨てましょう

☆灰皿には、常に水を入れておきましょう

☆タバコは必ず灰皿のあるところで吸うようにし、燃えやすいもの（紙、おがくず、ガソリン、ベンジンなどの引火しやすいもの）のあるところでは吸わないようにしましょう

☆寝タバコは、じゅうぶん注意しましょう

☆火のついたタバコを、机、テーブルなどの上に置いたまま他の場所に行かないようにしましょう

☆タバコをくわえたままで用事をしたり、歩きまわらないようにしましょう

■さいわい発見が早く小火にとどまっています

タバコの火の温度は約600°C-700°Cありますが、畳の上に火が落ちた場合、1時間30分-2時間で100cmぐらい焦げ、約3時間で燃え出します。ふとんの場合は1時間30分-2時間ぐらいで燃え出します。また紙の上に落とした場合などは、5、6分で燃え出すことがあります。タバコの火の不始末による出火は、一例を除いては、そのほとんどが留守家庭であっても隣人、通行人が臭気、煙などを目撃し、発見が早く小火にとどまっているものと考えられます。



あなたがむさうさに捨てたタバコ。この火はいったい何度あるかご存じですか。約600°C-700°Cあります。

1年間で2千億本ものタバコが吸われていますが、町を歩いていても、ホームで列車を待っている目につくのはタバコの吸いがらです。

タバコの吸いがらは、灰皿など安全な容器に捨てるのが常識ですが、なかなか実行されていません。

火事原因
トップはタバコです

春の火災予防運動はじまる



やお市政だより

第427号

8

昭和46年3月5日

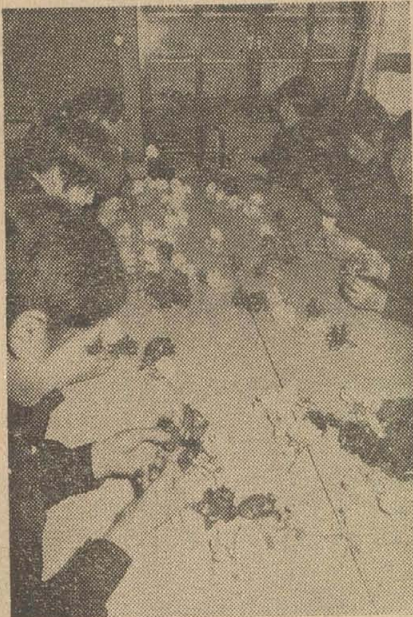
市の話題

●神立の桃の切り花出荷がことしも始まりました

桃の節句を前に、神立の名物「桃の切花」の出荷がことしも始まりました。

この桃の切花は、菊と並んで昔から行なわれているもので、昔は地元で桃の木を植えて出荷していましたが、最近は工場の煙などで木が育たなくなり、奈良の吉野へ行って桃の枝を買ってきて自分の温室で育てています。

出はじめの切花は、ほとんどが京阪神地区の生け花教室などで使われ、節句に飾られるのは、2月28日～3月1日に出荷されます。

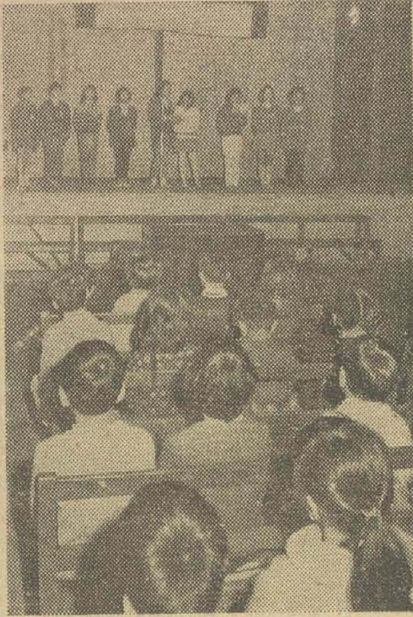


●大正中で卒業生に贈るバラの花づくり

大正中（門野敬男校長）の1、2年生が3月12日の卒業式に卒業生の胸に付けるバラの花（造花）を作っています。

これは、同校が去年から行なっていますが卒業生に真心をこめた花でも作って巣立ってもらおうと、1、2年の生徒会が中心となり2月上旬から3週間がかりで、女生徒が放課後を利用して作ったものです。

卒業生は115名で、男生徒がピンク色、女生徒が赤色。2月19日には講師を呼んで入念に作ったようです。



●八尾小でクラブの活動発表会を行いました

「こんな活動をしています」と八尾小（辻昌一校長）では22日、文化・運動クラブの活動発表会を行ないました。

同校は現在、文化クラブが11、運動クラブが5の計16クラブがありますが、5、6年は必ずどこかのクラブに参加することになっています。

この日、4、5、6年生が講堂に集まり、各クラブの代表者が日頃の活動ぶりを発表しましたが、演劇部発表の劇「学級園」では小学生と思えない演技ぶりを見せていました。

●南高安農協でシイタケの栽培指導

市産業課は造林推進委員会と協力して18日南高安農協で高安山一帯の農家を対象にシイタケの栽培指導を行ないました。

これは、松、杉、桧などの造林をする際に雑木を切りたおした後の利用方法としてシイタケの栽培に適していることと、栽培の場所になる谷川が随所にあることからサイドワークとして普及させようとい行なったものです。

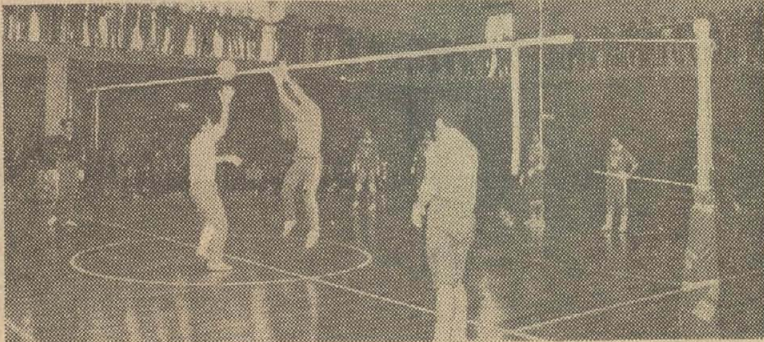
この日、集まった約60人の農家の人は、シイタケの菌の植え方、菌づくりなどの栽培指導を受けました。



●「ユニチカ貝塚」を招いて竜華中の体育館のこけら落し

昨年末に完成した竜華中（朝日正一郎校長）の体育館のこけら落しが24日、ユニチカ貝塚のバレーボールチームを迎えて行なわれました。

これは、同チームのキャプテンの松村勝美選手が同校の出身で、教育センターのこけら落しにも「東洋の魔女」の1人として参加していることから体育館の完成の披露にと来てもらったものです。



この日1時から歓迎式が行なわれ、生徒代表が花束を贈った後、ユニチカチームからトロフィーとバレーボールが中学校に贈られました。生徒の中からは、選手と生徒代表が並んだ姿を見て「大きなアトムみたいだ」と歓声があがっていました。

練習を2階と1階にわかれて見ていた生徒は、すさまじく飛んでくるボールをよけながら、「すごい練習やな、あれが回転レシーブや」と叫んでいました。

しあわせを築く道

■インテリ層のたびかさなる差別発言

昭和44年、雑誌「世界」3月号において、元東大教授の大内兵衛氏は、「特殊部落」という言葉で、今の大学の腐敗したみにくい面を集中的に表現しました。

同様に、6月18日には阪大蔵佐助教授は、雑誌「NITELLA」8号に「……その保障がないとすれば、大学という特殊部落の内部が平静になるだけで、本質的解決にはならない。」と書きました。

さらに、阪大の森教授は「文学部は不思議な学部だ。理学部数学科も他の物理・生物・化学とくらべて理学部をはみだした『特殊部落』みたいなものだ。」と発言。

また、市大においても、金子助教授が「君たちは、部落問題をわかって活動しているのか。市大も無法地帯だが、部落はそれ以上に無法地帯だ。部落に一般の人間が入っていっただけで、部落民は『差別しにきた』と感じる。部落にはいるときは、服をきかえてはいらないと、〈アイクチ〉でぐさりとやられる。」と述べました。

このようにインテリ層といわれる人々の間から、たび重なる差別発言が起こっています。民主主義の真理の府であるべき大学において、差別発言がまかり通っているのです。

これらの発言の共通点は、いずれも「大学紛争」にともなって起こった大学の混乱状況を、未解放部落と結びつけて、「特殊部落」という差別的言葉で表現していることです。



同和問題入門——④

これらの発言をいわせている根拠となった未解放部落の低位の生活実態は、同和対策審議会答申にもあるように、国・行政が放置してきた結果なのです。

明治4年に太政官布告第61号（解放令）が出されたにもかかわらず、なんら解放のための実質的保障をしてこなかったばかりでなく、逆に差別を拡大再生産してきた国・行政。

このことを、大学の教授たちは全く見逃がしているわけです。

ものごとを科学的に追究し、真理を探究すべき大学で、部落問題は全く現象的に非科学的にみつめられているのです。

小学校・中学校での同和教育の発展にくらべて、高校・大学での部落問題の教育・研究は、著しく立ち遅れています。

真理と科学の塔であるはずの大学は、差別の塔となってしまうのです。

大学の教育・研究は、教育基本法にもあるように国民に対して責任をもったものでなければならないのです。

国民的な課題である部落問題の教育・研究体制が早急に確立されなければならないのではないのでしょうか。

私たち国民の力で、大学を白い巨塔などといわれているような私利私欲の塔にするのではなく、国民的諸問題を真に科学的に研究し教育する場にしていこうではありませんか。